

農産物加工販売所「つつじ」飲食部出店者募集要項

1 募集の趣旨

農産物加工販売所「つつじ」は、萩市と山口市を結ぶ国道262号線沿いに位置し、多くのドライバーの憩いの場所を提供するとともに、地元農家で作られた農産物、農産加工品、萩焼や手芸品なども彩りを添えるなど、県内各地の旬な野菜も楽しめる直売所です。

2 施設全体の概要

- (1) 名称 農産物加工販売所「つつじ」販売所棟飲食部
- (2) 事業主体 株式会社旭開発
- (3) 所在地 山口県萩市大字明木2857番地3
国道262号線沿い、小郡萩道路絵堂ICから約10km
- (4) 施設概要 販売所棟 店舗面積 125.84㎡
駐車場63台（普通車57台、大型車4台、身障者用2台）
敷地内に直売所のほか、手づくりパンの店「ル・コパン」も併設
公衆トイレ（多目的トイレあり）
年間来館者数 約83,000人（令和4年実績）

3 募集内容

- (1) テナント募集施設の募集店舗数・面積について

施設	募集店舗数	面積
飲食部	1事業者	93.6㎡×1店舗

※配置図については、別紙参照

- (2) 施設使用許可期間

令和7年3月31日まで（その後1年ごとに更新）

4 使用条件等

- (1) 営業日 営業日については、農産物加工販売所「つつじ」と同一にすること。
休館日：12月31日～翌年1月3日
※ただし、利用状況等により、株式会社旭開発と協議のうえ、定休日を設けることは可能とします。
- (2) 営業時間 原則として、農産物加工販売所「つつじ」の開店時間8時30分以降とする。ただし、利用状況等により、株式会社旭開発と協議のうえ、変更は（短縮、延長）可能とします。
- (3) 運営条件 ①昼食等を提供するものとし、飲食店等の飲食関連サービスとします。
②メニューは原則として自由とします。ただし、飲食施設であることを念頭に置き、一般来客等の昼食等として適当なメニューを提案してください。提供価格については、

適正価格で提供するよう努めてください。

③サービス方式は出店者に一任します。なお、店内での食品（弁当、パン等）販売も可とする。

④地産地消の食材を使ったメニューについて、1メニュー以上提供してください。

(4) 経費負担等

面積	飲食部	客席部	39.78㎡
		厨房	18.82㎡
		テラス	35.00㎡
賃料	飲食部	年額151,590円(税込)	
直接費	以下の経費は、出店者負担とする。 ※電気、ガス、上下水道、電話等通信費、その他経営上必要な諸経費 ※使用施設内の清掃、害虫駆除、ごみ処分費等		
工事負担費	以下の経費は、出店者負担とする。 ※工事費(内装を含む)及び店内の厨房施設、什器、機器備品、店舗サイン等		

(5) 営業許可等

飲食店における営業許可の申請、その他法令に定める諸官庁への申請・届出等については、全て出店者の負担と責任において対処してください。

(6) 衛生管理等

出店者は、飲食店における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法上の問題については、全て出店者の負担と責任において対処してください。

(7) 法令等の遵守

店舗の設置・運営に当たっては、食品衛生法、使用許可条件、関係法令及び株式会社旭開発の関係規定等に定める事項を遵守してください。

(8) 使用許可期間

- ①使用を許可する期間は、1年以内とし、毎年更新することとします。なお、初年度については、令和7年3月31日までとします。
- ②店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。
- ③使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了の2か月前までに書面をもって申請してください。また、使用の継続を希望しない場合は、使用許可期間が満了する日の6か月前までに書面により意思表示するものとします。
- ④使用許可条件に違反した場合や株式会社旭開発が公共の用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可の取り消しの日から起算して20日以内に使用物件を明け渡す必要があ

ります。

(9) 使用にあたっての注意義務等

①施設・設備の管理

- ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。
- イ アの規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。
- ウ 出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。
- エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。
- オ 出店者は、使用許可物件について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により株式会社旭開発の承認を受けなければいけません。

②廃棄物の処理等

店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物の処理は、出店者により処分するものとします。

③店舗内の清掃

出店者は、使用の許可を受けた部分の清掃を自ら行ってください。

④閉店後の防犯対策

出店者は、使用の許可を受けた部分の閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じてください。
また、売上金等の管理については、株式会社旭開発では一切責任を負いません。

⑤原状回復

- ア 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、株式会社旭開発が指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して返還してください。なお、原状回復に際し、出店者は一切の補償を株式会社旭開発に請求することはできません。
- イ 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、株式会社旭開発は出店者の負担においてこれを行うことができます。

⑥使用許可の取消し又は変更

株式会社旭開発は次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、出店者に損害又は損失が生じても、株式会社旭開発は、その責めを負わないものとします。

- ア 萩市及び株式会社旭開発が使用許可物件を必要とするとき。
- イ 出店者に使用料の未納等があるとき。
- ウ 応募企画の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- エ 食品衛生法第55条に規定する許可の取消し又は営業の禁止もしくは停止を受けたとき。

⑦損害賠償

- ア 出店者は、その責めに帰す理由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- イ アに掲げる場合のほか、出店者は、株式会社旭開発が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- ウ 出店者は、出店場所の使用にあたり、株式会社旭開発又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑧許可取り消しに伴う損失の取り扱い

- ア 使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損害が生じた場合でも、株式会社旭開発はその損失を補償しません。
- イ 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

⑨その他

- ア 店舗内は全て禁煙とし、店舗内外に灰皿を設置することはできません。
- イ 株式会社旭開発は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し、指示することがあります。
- ウ 店名表示看板スタンド及びメニュースタンドの設置、食器及び制服等への店名表示、チラシの配布等は、株式会社旭開発の業務を妨げない限り可能とします。
- エ メニュー及びその料金については、株式会社旭開発との申し合わせ事項として遵守してください。
- オ つつじ施設内における飲食店設置の趣旨を理解し、株式会社旭開発との連携をとりながら積極的に協力、援助してください。
- カ 常に経営努力し、自立した経営を行ってください。
- キ つつじ施設の理念を理解して社員及び従業員の規律・マナーを徹底し、利用者に喜ばれる飲食店としてサービス向上に努めてください。
- ク 株式会社旭開発の実施する設備関係の保守作業などに協力してください。

5 応募資格

次の条件を全て満たしていることとします。

(1) 応募の内容を理解し、出店に意欲があり、公共施設内で経営を行うにふさわしい、信用、技術、能力等を有すると認められ、本要項を誠実に履行できる法人又は個人であること。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を取得できること。

※なお、出店決定業者は保健所に農産物加工販売所「つつじ」飲食部での飲食店営業許可を申請のうえ、許可を受けること。

(3) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている団体でないこと。
- (5) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税のいずれも滞納していないこと。
- (7) 萩市暴力団排除条例（平成23年萩市条例第21号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 申込者又は申込団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を驚かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。
- (10) 飲食店経営を、原則5年間以上継続することができること。
- (11) 地産地消メニューを提供する等、食材に地元産品を取り入れること。

6 現地見学

施設・設備等の見学を希望される場合は、電話により事前に申し込んでください。

7 応募方法

応募に当たっては、次の申込書類を提出してください。

なお、株式会社旭開発が必要と認めた場合は、この他に資料の提出を追加して求めることがあります。

(1) 提出書類

- ①出店申込書（第1号様式）
- ②事業計画書（第3号様式）
 - ※A4版で10ページ以内（片面印刷）に収めてください。
- ③納税状況証明書（滞納のない証明）
- ④法人は商業登記簿謄本（原本）
- ⑤法人は財務諸表等経営状態が分かる資料（直近過去3年間の貸借対照表、損益計算書等）、個人は確定申告書を含む決算書一式（3期分）
- ⑥法人は食品衛生法に基づく本社・本店所在地における行政処分の有無に関する証明書（過去3年間）
- ⑦すでに飲食店営業を行っている場合は、飲食店営業許可証（写）
- ⑧誓約書（第2号様式）
 - ※提出された書類は返却しません。

(2) 事業計画書について

- ①出店計画
- ②実施体制
- ③メニュー及び価格
- ④従業員の配置計画及び人材確保計画

⑤安全衛生管理体制

(3) 応募受付期間

①応募期間：令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）午後5時（必着）

②受付時間：午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

申込書類を持参又は郵送により期間内に提出してください。

提出先：萩市旭総合事務所 産業振興部門（株式会社旭開発）

住 所：〒754-0411 萩市大字明木3174番地

(5) 提出部数

申込書類は、各1部提出してください。

8 審査方法

(1) ヒアリング

出店申込者に対し、事業計画に対する質疑及び補足説明を受けるために、個別に面接ヒアリングを行います。

①開催日時：令和6年6月上旬予定（申請者に別途お知らせ）

②開催場所：萩市旭総合事務所

(2) 審査方法

提出された申込書類の内容及びヒアリング結果等を総合的に評価し、審査会により出店者を決定します。ただし、申込者が一者のみの場合、審査結果によっては選定されないことがあります。なお、審査結果については、各申込者に文書で別途通知します。

(3) 結果通知

平成6年6月中旬

(4) 契約締結・開店準備

平成6年7月上旬

9 お問い合わせ先

萩市旭総合事務所 産業振興部門（株式会社旭開発）

〒754-0411 山口県萩市大字明木3174番地

電 話：0838-55-0213

FAX：0838-55-0217

Eメールアドレス：1204@city.hagi.lg.jp

10 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は、出店者選定以外には利用しません。